

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、当施設があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 まこと鳴滝会
所在地	和歌山県和歌山市園部381番地28
法人等種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 富森 義登
電話番号	073-455-6469

2. 利用施設

施設の種類	認可保育所
施設の名称	まことたかいど保育園
施設の所在地	東京都杉並区高井戸西一丁目26番地1番
施設長氏名	園長 西原口 滋
連絡先	電話 03-5941-5152 FAX 03-5941-5153
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	1歳児 10名 2歳児 10名 3歳児 10名 4歳児 10名 5歳児 10名
利用定員	満3歳以上の児童 30名 満1歳以上満3歳未満の児童 20名
開設年月日	2021年4月1日

3 施設の目的・運営方針

まことたかいど保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念に則り、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「園児」という。）の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たりご理解とご協力をお願いし、入園する園児の最善の利益を考慮して、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	335.59m ²
	屋外遊戯場	0m ²
園舎	構造	木造(準耐火建築物)2階建て
	延べ面積	266.08m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	2室	ぺんぎん組（1歳児） らっこ組（2歳児）
保育室	2室	あしか組（3歳児） いるか組（4歳児） くじら組（5歳児）
調理室	1室	
事務室兼医務室	1室	

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	10	8	2	
看護師	1		1	
栄養士	1	1		委託契約
調理員	3		3	委託契約

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

※当園では、「東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日東京都条例第43号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※職員配置は在園児数により変動の可能性があります。

<職務分担表>

職 種	職 務 内 容
園 長	保育園運営の業務を統括し、会計事務に従事する。
主任保育士	施設長を補佐し保育業務全般、保育士を統括する。
保 育 士	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。
看 護 師	全園児の健康状態を観察し、健康管理、衛生面等の業務を行う。
栄 養 士	全園児の栄養指導及びその管理等の業務を行う。
調 理 員	栄養士の指導に基づき給食調理等の業務を行う。
嘱 託 医	内科健診・歯科健診を行い、全園児の健康状態の把握を行う。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
園 長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち8時間シフト制
保 育 士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）のうち8時間シフト制
看 護 師	9：00～17：00
栄 養 士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち8時間シフト制
調 理 員	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）のうち8時間シフト制

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する曜日・時間・休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日 土曜日保育は、別途就労証明（全保護者分）が必要です。
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 8時30分～16時30分（8時間） 実際に保育を提供する日及び時間帯は、上記時間内において、証明書に基づき、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上、個別に決定します。
延長保育	上記以外の時間帯において、就労などやむを得ない理由により保育が必要な場合は、下記の時間帯において、延長保育を提供いたします。（延長保育利用にあたっては、別途利用者負担が必要となります。） 【保育標準時間認定を受けた方】 18時30分～19時30分 【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～8時30分及び16時30分～19時30分
休園日	日曜日 年末年始（12月29日～1月3日） 国民の祝日に関する法律に規定する休日

7. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労省141）に基づき、園児の心身の状況等にに応じて、以下の保育その他適宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
- (2) 当園の保育目標
 - ・心身共に健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め、個性豊かで未来へ向かう前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指します。乳児は、個別に対応したきめの細かい生活保育を、幼児は、10の姿を目標に体験保育を中心とした就学前教育を行います。
- (3) 当園の特色ある保育
 - ・外部講師による英会話・体操教室
 - ・園内職員によるリトミック
- (4) その他
 - ・子育て支援・地域交流

(5) 年間行事予定 (状況により多少の変更があります)

月	行事内容
4月	★入園式 進級式
5月	★クラス懇談会
6月	★保育参観
7月	★個人面談
8月	★夏祭り
9月	★引き渡し訓練
10月	★運動会 秋の遠足
11月	
12月	★発表会 クリスマス会
1月	お正月遊び ★個人面談 (5歳児)
2月	節分 (豆まきの会) ★発表会 ★個人面談 (希望者)
3月	ひなまつり会・お別れ遠足 (5歳児)・お別れ会 ★卒園式
(月例行事) 身体測定 ・ 災害避難訓練 ・ 消火訓練 誕生会 (外部講師による指導) 体操教室 ・ 英語教室 (園内職員による指導) リトミック ★は保護者参加 ※行事は変更することもありますので、毎月の園だよりをご覧ください	

(6) デイリープログラム

	1歳児	2歳児	3歳児	4. 5歳児
7:30	順次登園・早朝保育			
8:00	自由遊び			
8:30	登園（短時間保育）			
9:15	各保育室へ移動		自由遊び	
9:30	おやつ		朝の体操	
10:00	戸外遊び・コーナー遊び		朝の会	
10:30	製作遊び		設定保育	
11:00	食事	製作遊び	外部講師による指導	
11:15	午睡	食事	食事	
11:30		午睡	午睡	
11:45			起床	
12:00			起床	
13:00		起床		起床
14:00	起床		起床	
14:30 ～45	起床		起床	
15:00	おやつ		おやつ	
15:20			帰りの会	
15:30	自由遊び		自由遊び	
15:45	降園準備（短時間保育）		降園準備（短時間保育）	
16:30	降園（短時間保育）		降園（短時間保育）	
17:00	異年齢児合同保育 自由遊び 順次降園		異年齢児合同保育 自由遊び 順次降園	
18:30	延長保育（補食）			
19:00	自由遊び			
19:30	全園児降園			

8. 給食提供について、アレルギー対応状況

給食について	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。 ・外部業者に委託し衛生管理や食事環境にも十分留意しています。 ・当園の給食は、栄養士作成の献立表に基づき、心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保します。又、望ましい食習慣の定着を促し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。 ・遠足では、お弁当をお願いする時があります。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。 ・食育の一環として、食材に触れたり、クッキングを行います。
食材について	<ul style="list-style-type: none"> ・お子様が家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子様に合わせた形態、量で、無理なく進めていきます。 ・ご家庭で食していない食材は提供できません。
アレルギー対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が必要となります。保護者の方と面談後、完全除去の食事を提供します。 ・除去食の解除は、医師の判断に基づいて行います。 ・食物アレルギー対応マニュアルに沿って提供いたします。

- ・毎月、給食だよりを発行し、献立や食事に関する情報を届けます。
- ・当園は外部委託業者が調理、提供いたします。

9. 保護者と当園の連絡について

当園でのお子さまの状況や家庭での状況を相互で連絡し合うために連絡帳（電子媒体）を活用します。

月に1回園だよりや、保健だよりを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。

保育にかかる諸費用、延長料金、その他の料金等に関しては、口座引き落としもしくは、現金徴収いたします。

1 1. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うインクルーシブ保育を基本的な考え方として、集団生活の中で、障がい児の成長・発達を促し、何が必要なのか、どんな支援が大切なのかを考え、その子の「楽しい」を見つけて行く。共に生活する中で、健常児においても、その違いから様々な刺激を受け、心の成長に繋がると考えている。

1 2. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書などに同意された後に保育の提供を開始します。

1 3. 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用園児が小学校に就学したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	高井戸こどもクリニック
医院長名又は医師名	柳垣 繁
所在地	東京都杉並区高井戸西 1 - 27 - 22 2階
電話番号	03-3331-6644

(2) 歯科医 (杉並区の紹介で歯科健診を行います。)

1 5. 緊急時における対応方法

緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

お預かりしている園児に病状急変等、園医又は、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

16. 非常災害時の対策

暴風警報発令時	保育時間中に発令された場合	登園後の場合、速やかにお迎えをお願いします。
	保育時間外に発令された場合	午前7時現在発令されており、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避ける為、できる限り登園を見合わせてください。
	保育時間中に解除された場合	通常保育を行います。
大雨・洪水警報発令時	原則として保育を実施します。	
避難準備 高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急） 特別警報 発令時	保育時間中に発令された場合	解除されるまで休園とします。 登園後の場合、直ちにお迎えに来てください。 避難勧告発令時は、必要に応じ、園児と共に避難所に避難します。 避難指示発令時及び特別警報発令時は、園児と共に避難所に避難します。
	保育時間外に発令された場合	解除されるまで休園とします。
	保育時間中に解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案し、保育開始時刻等を決定して、一斉メールでお知らせします。 (開始時刻前に登園いただいても保育は実施出来ません)
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無 	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

※火災・地震・台風・水害・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及び防災マニュアルを作成しています。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18. 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 全職員 ・苦情解決責任者 園長 西原口 滋 ・ご利用時間 9:30~17:00 ・電話番号 03-5941-5152 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	三宅佳代
	中村吉成

19. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付

20. 園児の利用状況（R4. 4. 1. 予定入所人数）

歳児	人数
1歳児	10名
2歳児	10名
3歳児	10名
4歳児	10名
5歳児	10名

21. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施	3年に1回
自己評価の実施状況	実施予定	年1回

22. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23. 個人情報の保護について

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

24. 当園におけるその他の留意事項

毎朝の検温 体調確認	日々の園生活の中で、お子さまの様子を注意深く観察し、小さな変化の気づきから、病気や怪我などの早期発見に努めています。 登園前にお子様の健康状態①機嫌の良し悪し②顔色③食欲④排便の有無⑤発熱の有無（37.5℃以上は登園を控えてください）など、いつもと様子が異なっていないか確認してください。
送迎	保護者様送迎のみ・基本自動車での通園は、認めておりません。
予防接種受診	感染症の予防に効果的な方法です。 入園前に受けられる予防接種は、お子さまの健康を守るために受けておきましょう。 かかりつけ医と相談しながら計画的に受けましょう。 定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。 <u>（予防接種後の登園については、登園をお控えください。）</u>
健診・検査	歯科健診（年1回）内科健診（年2回）
感染症と病気の対応	感染症の種類によっては、意見書、登園届が必要となります。
与薬	「入園のしおり」に大切なことが記載してあります。ご確認ください。
災害救済	独立法人日本スポーツ振興センター保険加入のご案内 保育園の管理下において災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし診療報酬点数が500点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子様が加入の対象となります。
喫煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。